

平成 1 8 年

高松市教育委員会 1 0 月定例会

会議録（抄本）

1 0 月 2 6 日（木）開会

1 0 月 2 6 日（木）閉会

出席委員			
委員長	幡	慶	一
委員	馬	場	和子
	辻	紘	一
	岡	義	博
教育長	横	田	淳一
欠席委員			
委員			
説明のため会議に出席した者等			
教育部長	林	昇	
文化部長	馬	場	朋美
教育部次長 総務課長事務取扱	松	木	健吉
文化部次長 文化振興課長事務取扱	川	崎	正視
新設統合校整備室長	山	口	良士
学校教育課長	上	原	直行
歴史資料館長	穴	吹	学
総務課長補佐	白	井	健司
総務課総務係長	佐	々	木啓明
会議録署名委員	岡	義	博
事務局担当書記	谷	本	泰洋

【特記事項】 傍聴人1名（その他）報道関係者

議 事 日 程（ 1 0 月 定 例 会 ）

日程第 1 9 月 定 例 会 会 議 録 承 認 に つ い て

日程第 2 議 案 第 53 号 高 松 市 歴 史 資 料 館 運 営 協 議 会 委 員 の 委 嘱 に つ い て

日程第 3 報 告 事 項

1 新 設 統 合 第 一 小 ・ 中 学 校 （ 仮 称 ） 実 施 設 計 の 平 面 図 （ 案 ） に つ い て

2 新 設 統 合 第 一 小 ・ 中 学 校 （ 仮 称 ） の 小 中 一 貫 教 育 に 伴 う 特 区 提 案 に つ い て

3 高 松 市 教 育 職 員 の 懲 戒 処 分 の 基 準 に つ い て

4 高 松 市 文 化 奨 励 賞 受 賞 者 に つ い て

5 高 松 市 歴 史 資 料 館 あり 方 検 討 委 員 会 に お け る 提 言 に つ い て

日程第 4 「 議 案 第 2 0 号 高 松 市 立 栗 林 小 学 校 お よ び 高 松 市 立 花 園 小 学 校 の 通 学 区 域 の 一 部 修 正 に つ い て 」 の 撤 回 に つ い て

日程第 5 質 疑 事 項

【平成18年10月26日(木) 議 事 内 容】

午後3時 開会

委員長が、会議録の署名委員に岡委員を指名。

日程第1 9月定例会会議録承認について

委員長が、9月定例会会議録承認について各委員に諮り、原案のとおり可決。

委員長が日程を変更し、日程第3 報告事項1「新設統合第一小・中学校(仮称)実施設計の平面図(案)について」から先に説明を求める。

日程第3 報告事項1

報告事項1 「新設統合第一小・中学校(仮称)実施設計の平面図(案)について」

新設統合校整備室長から、新設統合第一小・中学校(仮称)実施設計の平面図(案)について説明。

<質疑>

委 員 緊急時の避難経路を複数確保するため、階段は二つ設置されているのでしょうか。

新設統合校整備室長 校舎棟では階段を各棟に一つずつ設け、中央部にも一つ設置していますので、基本的にどの場所からでも2方向に避難することができるようになっています。今回の計画では、教室にテラスを設置していますので、教室の中からも2方向に避難できる仕組みになっています。体育館棟では、プールがある4階部分に部屋がありますが、この部屋は更衣室、倉庫等であり、法律でいう居室ではありませんので、2方向への避難経路確保の適用はありません。

委 員 教室が以前の設計よりも広くなったということで、それだけ使い勝手も良くなると思いますが、教室を広くしたために狭くなってしまった部分もあるのではないのでしょうか。

新設統合校整備室長　基本設計では、教室の幅を8メートル、廊下および多目的スペースの幅を6メートルとしていました。今回の実施設計では、教室と廊下の間仕切りを廊下および多目的スペース側に1メートル広げたために、その部分が狭くなったこととなります。しかし、平面図からも分かるように、基本設計時の6メートルの幅とは、間仕切りと多目的スペースにある柱の柱心との距離であり、その柱心から外壁までは、さらに1メートルほどの距離がありますので影響は少ないと思います。また、この多目的スペースの使用方法についても固定的なものはありませんので、教室を広げることを優先しました。

委　員　多目的スペースが狭くなっても、問題は無いということですね。新設統合校の教室は、現在使用されている教室よりも広くなるのでしょうか。

教　育　長　現在の教室の大きさは、7メートル×9メートルの63平方メートルですが、新設統合校では、8メートル×9メートルの72平方メートルとなり、一回り大きくなります。

委　員　横幅の広い教室は使いやすく、とても良いのではないのでしょうか。先生方や子どもたちの意見を聞いてこのようになったということですが、実際に教室を使うのは、児童・生徒や先生ですから、その人たちが使いやすいということは大事であると思います。低学年では、各教室に手洗い場が設置されるのでしょうか。

新設統合校整備室長　低学年の児童にとっては、手洗い場が近くにあるほうが使いやすいということから各教室に設置します。高学年になれば、少し離れたところに手洗い場があったとしても十分に対応できることから、各教室には設置しません。

委　員　他のクラスが授業をしている横で、手洗いなどを行わなくてよいのは良いことだと思います。クラスの児童数を考えて蛇口の数を決めていると思いますが、低学年の教室には、いくつの蛇口が設置されるのでしょうか。

新設統合校整備室長　各教室には三つの手洗いのほか、流し台を含めると四つの蛇口があります。

委　員　体育館についてですが、窓の開閉を電動で行えるような装置は設置されているのでしょうか。

新設統合校整備室長　窓の開閉は、従来どおり手動で行うものとなっていますが、照明については、今まで高所作業車を使って修繕等を行っていたものを電動式にすることにより、下から修繕等を行えるように考えています。

委員 体育館棟 1 階平面図を見ると、体育館東側の南北両端に屋外階段があり、南側の屋外階段の隣に親子扉式の入り口が設置されていますが、ここから体育館内に入るようになるのでしょうか。

新設統合校整備室長 この部分から、体育館の管理区画内に入るようになります。

委員 この扉から西側が体育館内ということですが、入館する際、ここで靴を脱ぐのでしょうか。

新設統合校整備室長 基本的に下履きの場合、体育館南側のエントランスから入ることを想定しており、下駄箱もエントランス脇に設置しています。

委員 親子扉横の屋外階段から降りてきた人が体育館に入る場合、親子扉の所で下履きを脱ぎ、下駄箱まで靴下等で移動するようになるのでしょうか。

新設統合校整備室長 この屋外階段から降りてきた人が体育館に入ることは、あまり想定していません。この屋外階段は、体育館棟 4 階のプールへ上がることを目的としており、階段を上ったプール側に下駄箱を設置しています。また、児童・生徒がプールを使用する場合は、校舎棟から渡り廊下を通過して、直接、体育館棟 4 階に入るようになっています。

委員 1 階アリーナ部分には多くの扉がありますが、これらは鍵がかかるようになっているのでしょうか。

新設統合校整備室長 全ての扉に鍵がかかるようになっています。

委員 統合記念・コミュニティー室の北側にも親子扉があり、この扉で内と外に分かれているのだと思いますが、扉の位置が中途半端な感じがします。もっと西側に寄せて、統合記念・コミュニティー室の西端部分に扉を設置することはできなかったのでしょうか。

新設統合校整備室長 アリーナと統合記念・コミュニティー室との間に、親子扉が設置されていますが、親子扉西側の屋外部分は、アリーナの換気・吸気のため必要なものであり、アリーナの吸気量などを考えて、この位置に設置されることとなりました。

日程第 2 議案第 5 3 号

議案第 5 3 号 「高松市歴史資料館運営協議会委員の委嘱について」

歴史資料館長から，高松市歴史資料館運営協議会委員の任期が満了することに伴い，平成18年11月3日付けで高松市歴史資料館運営協議会委員の委嘱を行うことについて説明。

< 質疑 >

委員 公募への応募者が1名であったのは寂しい気がしますが，いつもどの程度の応募者があるのでしょうか。

歴史資料館長 大体1名程度の応募ですが，いずれも基準に達する方が応募してくださっていましたので，非常に助かっています。

委員 公募の方法や，PRについて考える必要があるのではないのでしょうか。

歴史資料館長 次回の公募を行う際は，複数名の応募があるように努力していきたいと思えます。

委員長が，各委員に諮り，原案のとおり可決。

日程第3 報告事項

報告事項2 「新設統合第一小・中学校（仮称）の小中一貫教育に伴う特区提案について」

学校教育課長から，新設統合第一小・中学校（仮称）での小中一貫教育に係る特区申請に伴い，教員免許弾力化構想等の特区提案を行うことについて説明。

< 質疑 >

委員 臨時免許を授与された教員が，人事異動によって新設統合第一小・中学校から他の学校へ異動となった場合，臨時免許の効力はどうなるのでしょうか。

学校教育課長 臨時免許の効力は3年単位であり，教員個人に与えられますので有効ですが，この臨時免許は，小中一貫教育に係る免許ですので，他の学校で効力を持つことはないと思えます。

委員 特区提案が認められる場合，五つの提案の中で，どれか一つの案が採用されるのでしょうか。それとも，複数の案が採用されることもあるのでしょうか。

学校教育課長 これらの提案を、内閣府がどのように受け止めるかによって変わって
くると思いますので、どうなるかはわかりませんが、複数案が採用されれば、それ
ら複数の内容を行うことが可能になります。

委 員 現在、小学校の教員であっても、中学校の教員免許を持っている教員も多
いのではないのでしょうか。

学校教育課長 小中両方の教員免許を持っている教員も相当数おりますが、その人数
が多ければ多いほど、効果的に小中一貫教育による指導を行うことができると考え
ています。

委 員 この特区提案によって、制度的に大きく変わってしまうというわけではな
いのですね。中学校の教員であれば、2教科の教員免許を持っていることも多いの
でしょうか。

学校教育課長 最近の高松市の場合、複数教科の免許を持っている教員は少なくなっ
ているようです。

委 員 小学校の教員は全教科を教えているわけですから、多くの教科に対応でき
るということでしょうか。

学校教育課長 小学校で特定分野を深く研究している教員であれば、そのことを中学
校でも発揮してもらいたいと考えており、指導可能であると思います。

委 員 今、児童・生徒への指導ということが問題となっていますので、5番目の
提案の「小中一体型施設における小中一貫教育において、小学校の教員免許しか持
たない教員でも中学校生徒に対して教育上必要がある場合、指導を行うことができ
る懲戒権の拡大。」は、是非、認めてほしいと思います。指導を行っていく中で、児
童・生徒との対話ということが問題となり、対話によって児童・生徒との間に信頼
関係を築くことは、とても大事なことになってきます。そのことから、この5番
目の提案内容は必要なことであると思います。

学校教育課長 同じ施設内で学校生活を過ごしながら、小学校の教員免許しか持って
いないということで、中学生に対して指導ができないというのでは、色々な面で問
題があると思います。

委 員 できる限り、多くの目で子どもたちを見ながら指導をしていくことが大事
であると思います。

報告事項3 「高松市教育職員の懲戒処分の基準について」

学校教育課長から、平成18年10月1日付けで施行された高松市教育職員の懲戒処分の基準について説明。

< 質疑 >

委員 「高松市職員の懲戒に関する審査委員会」は、高松市職員に対して審査を行うということですが、高松市教育職員を対象として、別の審査委員会を教育委員会でも組織するのでしょうか。

学校教育課長 高松第一高等学校や市立幼稚園の教員は、高松市職員でありますので、市長部門の規程を準用し、「高松市職員の懲戒に関する審査委員会」において審査されることとなります。ただし、この審査委員会は事前の審査を行うものであり、最終的な処分の決定等については、教育委員会にお諮りすることとなります。

委員 「高松市職員の懲戒に関する審査委員会」が、教育職員を対象とした高松市教育職員の懲戒処分の基準に照らして、審査を行うということでしょうか。

学校教育課長 そうなります。

委員 各職員への通知は行っているのでしょうか。

学校教育課長 このようなものが適用されることがあってはなりません、10月1日施行ということで、すでに各幼稚園、高松第一高等学校の職員へ通知しております。

委員 この懲戒処分の基準を読んで、自分の行為を見直すことは大事であると思っておりますので、しっかり読んでもらいたいと思います。

委員 高松市職員の懲戒に関する審査委員会規程第3条の2には、「委員長は総務部担当の助役」と書かれていますが、これは、どのような意味でしょうか。

教育長 現在、高松市助役は一人ではありますが、条例上、助役二人制が残っています。将来的に、助役が二人となった場合には、総務部を担当している助役が委員長になるということです。

委員 体罰に関する懲戒処分の基準についてですが、体罰により幼児・児童・生徒に傷害を負わせた場合や、体罰を常習的に行った場合については規定されていますが、体罰による傷害も無く、常習的でもない場合には、懲戒処分の対象とならな

いのでしょうか。例えば、初めて頬を一度だけ叩いたときのように、傷害が無く、常習的でないものもあると思うのですが、その場合、別の手続きがあるのでしょうか。

教 育 長　これは、懲戒処分の基準でありますので、懲戒処分に達しないものについては、訓告や口頭による嚴重注意等の処分を行うこととなります。

学校教育課長　懲戒処分は、履歴に残るとともに、本人も大きな不利益を被るものでありますので、非常に重い処分となります。

委 員　体罰には、授業を受けさせないとか、長時間正座をさせるものも含まれるのでしょうか。

学校教育課長　そうです。長時間、苦痛を伴う正座をさせた場合などは、体罰に当たると考えています。

委 員　体罰は、身体的な暴力だけとは限らないのではないのでしょうか。最近の報道でも、教員の言葉によるいじめが取り上げられていますが、言葉による行為にも体罰に含まれるものがあると思うのですが。

学校教育課長　言葉の体罰という言い方をする方もいますので、色々な意味で考えていく必要があると考えます。以前、文部科学省から体罰に関する事例が出ており、それらに準ずるものは、この懲戒処分の基準に当てはめて考えていかなければならないと思っています。例えば、長時間トイレに行かさなかったなどのケースがあるのですが、当然、そのことなどは体罰に当たると考えています。

報告事項4 「高松市文化奨励賞受賞者について」

文化部次長から、平成18年度高松市文化奨励賞受賞者および贈呈式等について説明。

< 質疑 >

(発言する者なし)

報告事項5 「高松市歴史資料館あり方検討委員会における提言について」

歴史資料館長から、歴史資料館あり方検討委員会において検討された歴史資料館の今後

のあり方に関する提言について説明。

< 質疑 >

(発言する者なし)

委員長が、日程第4について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第13条第6項の規定により、会議は公開しないことを、各委員に諮り、非公開とすることに決する。

日程第4 「議案第20号 高松市立栗林小学校および高松市立花園小学校の通学区域の一部修正について」の撤回について

< 非公開審議，内容不記載 >

日程第5 質疑事項

学校教育課長から、高等学校における履修不足問題に関して高松第一高等学校の状況について報告，高松市立幼稚園のあり方に関する懇談会の設置等について説明，および、いじめ問題に関する高松市教育委員会の対応等について報告。

午後4時50分 閉会

議決事項

「高松市歴史資料館運営協議会委員の委嘱について」

「議案第20号 高松市立栗林小学校および高松市立花園小学校の通学区域の一部修正について」の撤回について」